

富山県環境基本計画（案）に対する意見募集について

富山県環境審議会 環境基本計画小委員会

富山県では、快適で恵み豊かな環境を保全・創造し、次世代へ継承していくため、平成7年12月に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」を基本理念とする「富山県環境基本条例」を制定し、10年3月には、この基本条例に基づき、「富山県環境基本計画」を策定しました。

その後、環境を取り巻く状況の変化や新たな課題等に対応するため2回にわたる改定を行い、平成24年3月の改定では、「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」を目標とし、その実現に向け、各種の環境保全施策に取り組んできたところです。

その結果、環境は全般的に改善され、今日の清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ美しく豊かな自然、恵み豊かな日本海などのすぐれた環境は県民の誇りとなっています。

しかしながら、近年、気候変動による自然災害の増加や生態系・農作物等への影響、プラスチックごみによる海洋汚染など、多くの深刻な課題が地球規模で顕在化しています。

このような課題を背景として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定が採択されるなど、国内はもとより国際的にも持続可能な社会の構築に向けた機運が高まっています。

こうした状況を踏まえ、富山県環境基本条例の目的である「環境の保全及び創造（快適で恵み豊かな環境を保全し創造すること。）」のため、学識経験者で構成する「富山県環境審議会 環境基本計画小委員会」では、富山県からの諮問を受けて、このたび第4次の「富山県環境基本計画（案）」をとりまとめたところです。

つきましては、このことについて、下記の要領により、広く県民の皆様からご意見を募集いたします。

記

1 意見を募集する案件名

富山県環境基本計画（案）

2 公表する関係資料

- (1) 富山県環境基本計画（案）概要
- (2) 富山県環境基本計画（案）

3 関係資料の公表場所

富山県ホームページ

県庁（県民サロン、情報公開総合窓口、環境政策課）

各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）

県立図書館

4 募集期間

令和4年2月18日（金）～令和4年3月4日（金）

（郵送の場合は、3月4日（金）必着）

5 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒930-0005
富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング8階
富山県生活環境文化部環境政策課企画係
（富山県環境審議会 環境基本計画小委員会事務局） あて
- (2) ファクシミリ 076-444-3480
- (3) 県ホームページ <https://www.pref.toyama.jp/1021/pubcomme-form.html>
（パブリックコメント専用フォームから入力することができます。）

6 意見提出時の留意事項

- (1) 提出様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を必ず記入してください。法人の場合は法人名、所在地、電話番号を必ず記入してください。
（ご記入いただいた個人情報は、この意見募集に係る利用目的以外の目的には使用いたしません。）
- (2) 電話等による口頭での意見提出は受付できませんので、ご了承ください。

7 ご意見の取扱い

- (1) 皆様からいただいたご意見につきましては、環境政策課等の関係課でとりまとめ、計画の策定において参考とさせていただきます。
- (2) ご意見の概要及びこれらに対する県の考え方等につきましては、後日、県ホームページ等で公表いたします。
- (3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

8 問合せ先

- (1) 富山県生活環境文化部環境政策課企画係
（富山県環境審議会 環境基本計画小委員会事務局）
電話 076-444-3141
- (2) 問い合わせは、午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）をお願いいたします。